

# 養父市立八鹿青溪中学校 部活動方針

## 1 目的

スポーツや文化活動など、生徒が自分の興味や関心に応じて主体的に活動する中で、それぞれの個性や能力の伸長と体力の向上・健康の保持増進を図る。また、社会性や人間性を育む様々な経験を積み、生涯を通じてスポーツや音楽に親しむ基礎を培うことを目的とする。

## 2 目標

- (1) 目標に向かって、仲間とともに競い、励まし、支え合って活動する中で、豊かな人間性を育み、多くの人と関わりながら生きる力を育む。
- (2) 自分の目標達成や課題克服に向かって粘り強く努力し、その過程で達成感や成就感を味わう中で、生涯を通じて主体的に自分自身を高めようとする力を育む。
- (3) 自らの興味、関心に基づく活動の中で、個性を伸ばすとともに、自分や自分たちの生活をより明るく充実したものにしようとする力を育む。
- (4) 養父市立中学校における運動部活動の方針（H30年12月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

## 3 設置する部

- ①野球部      ②ソフトボール部      ③女子バレーボール部      ④男子ソフトテニス部  
⑤女子ソフトテニス部      ⑥男子卓球部      ⑦女子卓球部      ⑧男子バスケットボール部  
⑨女子バスケットボール部      ⑩吹奏楽部      ⑪陸上競技部（特設の部活動）

## 4 活動日・活動時間

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土・日等の休業日にそれぞれ1日以上を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とする。また、公式戦等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、休業日は休業日に休養日を設定することとする。

- (2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、土・日等の休業日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 公式戦を直前（2週間前から）に控えた場合等は、生徒の疲労状況を把握し、健康や安全に十分に留意して保護者の同意を得たうえで週休日（土・日）両方の活動を行ってもよい。

公式戦とは、運動部の場合、オープン戦、夏季総合体育大会、新人戦とし、文化部の場合は吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、但馬吹奏楽祭とする。なお、大会当日も含め、土・日曜日の両日とも活動をした場合については、上記(1)に準じて休養日を設定する。

(5) 定期テスト期間中の部活動については、原則として中間考査は3日前、期末考査は4日前から活動停止期間とする。

## 5 その他

(1) この方針については平成31年4月1日から適用する。ただし、適宜見直しを行う場合がある。